

# 福島市補助金 放課後児童クラブ利用料助成申込書

福島市長様 (提出: 放課後児童クラブ経由)

## <必ずお読みください>

令和 年度 放課後児童クラブ利用料助成事業について、次のとおり申込みます。

また、クラブが福島市に対して申請を行う際には、必要書類として当該申込書を提出することに加え、福島市が当該審査に必要な情報を得るために、対象児童情報及びその同一世帯、申請者、申請者の配偶者に関する住民基本台帳、生活保護台帳、児童扶養手当台帳、課税台帳の閲覧等、必要な調査を実施することに同意いたします。※1

なお、利用料助成事業の対象(対象外)決定通知は、放課後児童クラブを経由して通知されることに同意し、交付が決定した場合は、放課後児童クラブが本助成金を受領することに同意し、支給される助成金を直接放課後児童クラブ利用料から減額、又は、申請者に支給することに同意いたします。

提出年月日	令和	・	・	該当項目に チェック※2 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 多子世帯(第2子以降) <input type="checkbox"/> 児童扶養手当受給世帯(主にひとり親家庭に支給される手当)※3 <input type="checkbox"/> 生活保護受給世帯 <input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯※4	
申請者 (同意者)	フリガナ			対象児童 との続柄	住所	TEL(-----)
	氏名	(昭和・平成 年 月 日生)				
申請者の 配偶者	フリガナ			対象児童 との続柄	住所	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ TEL(-----)
	氏名	(昭和・平成 年 月 日生)				
放課後児童 クラブ名						
利用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					

【助成対象年度 4月1日現在※5】高校生年代※6から小学生までの同一世帯児童※7を全てご記入ください							クラブ記入欄	
区分	フリガナ		続柄 性別	生年月日	学年	利用の放課後児童クラブ名 月の定額利用料(クラブに確認)	対象区分 助成月額(円)	
	氏名						年生	
第一子			男・女	平成 令和 ・	高校 中学 小学	<input type="checkbox"/> 上記クラブに同じ (違う場合は記入ください)	第1子 ※2	2,000 ( )
第二子			男・女	平成 令和 ・	高校 中学 小学	<input type="checkbox"/> 上記クラブに同じ (違う場合は記入ください)	第2子	2,000 ( )
第三子 以降			男・女	平成 令和 ・	高校 中学 小学	<input type="checkbox"/> 上記クラブに同じ (違う場合は記入ください)	第3子 以降	4,000 ( )
第三子 以降			男・女	平成 令和 ・	高校 中学 小学	<input type="checkbox"/> 上記クラブに同じ (違う場合は記入ください)	第3子 以降	4,000 ( )
第三子 以降			男・女	平成 令和 ・	高校 中学 小学	<input type="checkbox"/> 上記クラブに同じ (違う場合は記入ください)	第3子 以降	4,000 ( )
備考								
市記入欄	区分 □ 対象外 □	対象 □ 事由 □	多子世帯 <input type="checkbox"/> 生保 <input type="checkbox"/> 児扶 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/>	児童 数	第1子	人	確認欄	
					第2子	人		
					第3子以降	人		

※1: 申込内容確認のため、福島市から電話連絡による確認や追加資料の提出を依頼することがあります。

※2: 第1子が助成対象となるのは、多子世帯以外の条件のいずれかに該当する世帯のみとなります。

※3: 審査基準日において、全部支給停止世帯は対象となりません。

※4: 審査基準日において、世帯の中に未申告者がいる世帯、または、世帯全員が住民税課税者に扶養(税法上)されている世帯は対象となりません。

※5: 助成金の審査基準日について、4月~7月は4月1日時点、8月~11月は8月1日時点、12月~3月は12月1日時点とし、各台帳情報で審査します。審査の結果、助成金について年度途中で非該当になる可能性があります。

8月1日以降に学童クラブを利用開始する場合には、直前の審査基準日の状況で、本申込書を作成願います。

※6: 高校生年代とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えるまでの児童のことです。

※7: 同一世帯外の児童についても、クラブ利用児童と同一世帯内の保護者が扶養(税法上)している場合には記載することができます。

# 福島市補助金 放課後児童クラブ利用料助成申込書

記入例

福島市長様 (提出: 放課後児童クラブ経由)

<必ずお読みください>

令和8年度 放課後児童クラブ利用料助成事業について、次のとおり申込みます。

また、クラブが福島市に対して申請を行う際には、必要書類として当該申込書を提出することに加え、福島市が当該審査に必要な情報を得るために、対象児童情報及びその同一世帯、申請者、申請者の配偶者に関する住民基本台帳、生活保護台帳、児童扶養手当台帳、課税台帳の閲覧等、必要な調査を実施することに同意いたします。※1

なお、利用料助成事業の対象(対象外)決定通知は、放課後児童クラブを経由して通知されることに同意し、交付が決定した場合は、放課後児童クラブが本助成金を受領することに同意し、支給される助成金を直接放課後児童クラブ利用料から減額、又は、申請者に支給することに同意いたします。

提出年月日	令和8年4月1日	該当項目に チェック※2 (複数選択可)	<input checked="" type="checkbox"/> 多子世帯(第2子以降) <input checked="" type="checkbox"/> 児童扶養手当受給世帯(主にひとり親家庭に支給される手当)※3 <input type="checkbox"/> 生活保護受給世帯 <input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯※4
申請者 (同意者)	フリガナ 氏名 福島 太郎 (昭和 年 月 日生)	対象児童 との続柄 父	住所 福島市森合町10-1 TEL ( 024 - 525 - 3767 )
申請者の 配偶者	フリガナ 氏名 福島 花子 (昭和 年 月 日生)	対象児童 との続柄 母	住所 伊達市保原町○○1-23 TEL ( 024 - 575 - △△△△ )
放課後児童 クラブ名	ももりん学童クラブ		
利用期間	令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日		

【助成対象年度 4月1日現在 ※5】高校生年代※6から小学生までの同一世帯児童※7を全てご記入ください						クラブ記入欄	
区分	フリガナ 氏名	続柄 性別	生年月日	学年	利用の放課後児童クラブ名 月の定額利用料(クラブに確認)	対象区分 助成月額(円)	
第一子	フクシマ ミノル 福島 実	子 男・女	平成 令和 26・5・30	高校 中学校 小学 5年生	<input checked="" type="checkbox"/> 上記クラブに同じ (違う場合は記入ください) 月額 10,000 円	第1子 ※2	2,000 ( )
第二子	フクシマ ワク 福島 湘	子 男・女	平成 令和 27・4・23	高校 中学校 小学 4年生	<input checked="" type="checkbox"/> 上記クラブに同じ (違う場合は記入ください) 月額 11,000 円	第2子	2,000 ( )
第三子以降	フクシマ ミツ 福島 満	子 男・女	平成 令和 29・8・11	高校 中学校 小学 2年生	<input checked="" type="checkbox"/> 上記クラブに同じ (違う場合は記入ください) 月額 12,000 円	第3子 以降	4,000 ( )
第三子以降	フクシマ サヤカ 福島 彩	子 男・女	平成 令和 31・2・17	高校 中学校 小学 1年生	<input type="checkbox"/> 上記クラブに同じ (違う場合は記入ください) 月額 13,000 円	第3子 以降	4,000 ( )
第三子以降			平成 令和 ・ 男・女	高校 中学校 小学 年生	<input type="checkbox"/> 上記クラブに同じ (違う場合は記入ください) 月額 円		( )

備考	月の定額利用料は、この申込書を提出するクラブに確認してください。							
市記入欄	区分	対象 □ 対象外 □	事由	多子世帯 □ 生保 □ 児扶 □ 非課税 □	児童数	第1子 □ 第2子 □ 第3子以降 □	人 □ 人 □ 人 □	確認欄
				児童登録なし □	要件非該当 □			

※1: 申込内容確認のため、福島市から電話連絡による確認や追加資料の提出を依頼することがあります。

※2: 第1子が助成対象となるのは、多子世帯以外の条件のいずれかに該当する世帯のみとなります。

※3: 審査基準日において、全部支給停止世帯は対象となりません。

※4: 審査基準日において、世帯の中に未申告者がいる世帯、または、世帯全員が住民税課税者に扶養(税法上)されている世帯は対象となりません。

※5: 助成金の審査基準日について、4月~7月は4月1日時点、8月~11月は8月1日時点、12月~3月は12月1日時点とし、各台帳情報で審査します。審査の結果、助成金について年度途中で非該当になる可能性があります。

8月1日以降に学童クラブを利用開始する場合には、直前の審査基準日の状況で、本申込書を作成願います。

※6: 高校生年代とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えるまでの児童のことです。

※7: 同一世帯外の児童についても、クラブ利用児童と同一世帯内の保護者が扶養(税法上)している場合には記載することができます。